

平成20年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年12月15日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄	教 育 部 次 長	山本 治一郎
秘 書 課 長	立入 孝次	総 務 課 長	川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12日と同様に、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第24番、秦眞治君、第1番、太田健一君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、12日に引き続き一般質問を行います。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第16号、第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 第11番の藤下茂昭でございます。私は、今議会の一般質問におきまして、災害弱者と個人情報について、及び家庭や地域の教育力について質問をしてみたいと思います。

まず、災害弱者と個人情報についてであります。このことにつきましては、私は昨年12月議会の一般質問でも取り上げて質問をいたしましたところであり、その際の回答の中で、検討委員会で十分検討する、あるいは、条例の見直しや運営の見直しをしたい、あるいはまた、支援体制を構築してみたい、そういうふうな回答であったと思います。

あれから、ちょうど1カ年が経過しているわけでありませけれども、この間、琵琶湖西岸帯地震、あるいは東南海地震をはじめ、大規模な水害や火災の危機がなくなったわけはありません。高齢者や障がい者などの、いわゆる災害弱者といわれる市民を支援するための本市の取り組みについて、その後どのように取り組んできたのか、また、その結果はどうであったか、問題点は何か、さらには今後の対応について聞いてみたいと思います。

特に、次の事項について質問いたします。

まず1点目、自治会を組織の核とする地域の意識づくりや体制づくりの進捗について、本市の現状を伺います。

2点目が、個人情報保護条例の見直し、もしくは運用の見直しをどのように進めているのかを伺います。

3点目が、個人情報の開示について、とりわけ災害時における地域の中心的な役割を有しております民生・児童委員、自治会長、あるいは消防団の責任者に対する情報提供の取り組みの現状と問題点について。

それから4点目が、援護を必要とする要支援者の名簿づくりに対して、市内では組織の横断的な取り組み、あるいはまた外部的に消防署や警察署など、そうした外部の機関との連携をどのように進めているのかなどであります。

改めて、お聞きいたしますので、的確に回答していただきたいと思います。

次に、家庭や地域の教育力についてであります。

全国的に依然として校内暴力や家庭内暴力などの少年犯罪が後を絶たず、事件の多発が懸念されております。このところ、本市の中学校でも、少数ながら事件が顕在化しており、

また潜在しているとも聞き及んでおります。最近の少年犯罪の発生は、単に発生件数だけではなく、その内容が極めて陰湿にして凶悪になっているのではないかと私は思っております。子どもの姿は世相を表すとも言われております。市場原理主義や効率主義、ひいてはいくらもうかるかにこだわる拝金主義がはびこり、その結果として、我が子を勝ち組にさせたいという親の、とりわけ母親の教育への思い入れがあだとなって子どもを追い詰めているのではないかと思っております。教育の推進と充実には、学校、地域、家庭の三者がお互いに協力をしながら取り組まなければならないことは言うまでもありません。

しかし、残念なことに、現今の教育は学校教育に偏在をしていると思います。教育の健全化を図る上で、学校教育とともに、地域の教育力、家庭の教育力の充実が重要であることは論をまちません。山仲市長もマニフェストで、学校力を高め、家庭力、地域力を生かした学校運営の推進を公約にされております。改めてその構想をできるだけ具体的に所信を聞きたいと思っております。なおまた、新しく就任をされました南出教育長にも同様に所信をお聞きしたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。それでは、藤下議員の家庭や地域の教育力についてのご質問にお答えをさせていただきます。

創造的で活力ある元気野洲を築いていくためには、次代を担う人づくりにしっかり取り組んでいく必要があると考えております。本来、子どもたちはたくましく生きる力を持っていますが、急激な社会変化に伴う無秩序な情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちが本来持っている自ら育つ力の発揮が妨げられていると考えられます。また、このような社会情勢の中にあって、家庭や地域の教育力の低下によって、学校への期待が高まり、その果たす役割はますます重要になってきていると考えられます。本市でも、子どもは社会の宝であることを社会全体が強く認識し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて、連携・協力しながら子どもの成長を支える環境づくりと、社会全体で教育に関わる気運の醸成が重要であると考えております。

特に、学校教育に求められる保護者、地域の期待、要望は大きくなり、また多様化しています。野洲市の将来を担う子どもたちに生きる力をはぐくむため、学校がより積極的に家庭、地域に働きかけ、一体となって元気な学校経営が進められるよう、教育行政の推進に確かな支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私のマニフェストに関わっての家庭教育力についてのご質問にお答えをいたしました。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの藤下議員の家庭や地域の教育力について、お答えいたします。

市長のマニフェストにも示されましたように、学校力を高め、家庭力、地域力を生かした学校経営の推進は、本市教育行政の重点課題でございます。本市の子どもたちの状況を見ると、問題行動や、いじめ、不登校などの問題、不審者、インターネットの危険性など、子どもの安全・安心を脅かされるような心配が少なくございません。

このことから、市長が述べられましたように、子どもは社会の宝であることを市民一人ひとりが強く意識し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し、市民みんなで子どもたちの育ちを支え合うことが必要であると考えております。

本市の各学校では、地域に開かれた学校、地域に信頼される学校を基本方針に掲げ、保護者・P T A・地域の方と協働した教育活動を積極的に行っております。また、各学区のコミセンを拠点にした地域子ども教室、子どもたちの安心・安全な居場所づくりとしての放課後子ども教室等の実施など、学校教育だけでなく、社会教育の充実にも力を入れております。

さらに、11月1日を「野洲市教育の日」と設定し、この11月末には「子育てメッセージやす」を各家庭に配布するなど、市民一人ひとりが教育に関心を持ち、地域ぐるみで実践していこうとする意識の向上を図る取り組みも進めています。今後もこれらの施策の強化を図るとともに、三者がそれぞれの役割を自覚し、力が十分発揮できるような体制の整備や予算措置など、攻めの教育行政を進め、元気あふれる学校経営を支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。それでは、藤下議員の1点目の災害弱者と個人情報についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の地域自治会の救助、支援に対する地域の意識づくりや体制づくりでございますが、まず、自主防災組織につきましては、東消防署と連携をいたしまして、自治会への働きかけなどを行いました結果、現在におきましては、昨年より9自治会増えまして、

55の自治会で結成をされております。自衛消防隊等を組織している自治会を加えますと、昨年と同じく87自治会で消防防災に対する取り組みが行われております。

また、災害時要援護者への支援や地域の防災力を高めることにつきましては、昨年も申しあげましたように、市が開催をしておりますリーダー研修会や自治会が行われる防災訓練における訓練指導など、継続して研修していただく機会を設けて取り組んでおります。

また、次の2点目の災害時に際して個人情報保護条例の見直し、また運用の見直しにつきましてお答えいたします。

昨年以降、本市の個人情報保護条例に関わる国の法律の改正はない状況でございます。このような中、ご指摘をいただいている特に大地震などの災害時の対応としまして、野洲市個人情報保護条例が対応できるのかという点になりますが、この野洲市個人情報保護条例の第9条におきまして、保有する個人情報の利用及び利用制限を定めておりまして、原則、市の実施機関以外の者に提供してはならないと規定がございます。しかし、ただし書きで、保有する個人情報を例外的に、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」につきましては、必要な個人情報が提供できるとしておりますので、特に個人情報保護法の改正もございませんので、現段階におきましては、市の条例の見直し、また運用の見直しにつきましては必要はないというふうに考えております。

3点目の民生・児童委員、自治会長、消防団責任者の方々に対する個人情報の開示につきましては、先ほど申しあげました野洲市個人情報保護条例第9条ただし書きの規定に該当するのであれば、必要とする個人情報の提供ができるとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

4点目の要援護者の名簿づくりにつきましては、災害時の要援護者の安否確認及び救護活動を迅速に行なうため、自治会や民生委員との協力を得まして、自治会での名簿づくりが必要と考えております。そのため、それぞれの自治会の実態に応じた名簿づくりが必要となりますので、作成のための組織や個人情報の取り扱いや、また保管方法、また常に新しい情報とするための継続的な取り組みとあわせて、市や関係機関との連携など定めておくことなど、課題が多くございまして、現時点におきましては、自治会への働きかけが今日までできていないという状況でございます。今後におきましては、各自治会が取り組んでいただけるよう、庁内での連携を一層図り、自主防災組織の活用や情報の収集方法など、具体的な取り組み手法をお示しするとともに、既に名簿づくりに取り組んでいただいております。

ります自治会での事例も紹介しながら、地元と連携した名簿づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） それでは、再質問をいたしますが、特に、市長と、それから教育長には回答いただきましたが、ちょっと一般的といいますか、市長の方もマニフェストにあるようなその文章をお読みいただいたということでございまして、失礼ながら、ちょっと一般的であったなというような感じでございます。改めて、質問をしてまいりたいと思っております。質問の順序といたしまして、先に災害弱者と個人情報のことについて再質問いたします。

ただいま総務部長の方から答弁をいただきましたが、これでは昨年の回答の結果とちっとも進歩していないではないかというふうな感がいたします。まず第1点に、その心構えと言いますか、その基本的な考え方なのですが、私が言っておりますのは、災害の発生に備えてそうした準備をしておくということなのですが、今の総務部長の話を聞いておきますと、必要があれば、ということは、事前じゃなくて、災害が起こったら何とかしようというふうな感じではないかというふうに思います。ということは、災害に備えてそうした災害弱者と言われる方々の名簿がなければ、そうした人に対する救助活動ができないのではないか、これは当然のことでしょう。災害が起こってから、あなたの集落ではこういう人がおられますと言っても、これは無理な話です、実際問題として。ですから、事前にそうした情報を提供しておくということが、まず不可欠な要素ではありませんか。だから、そういうふうな個人情報をきっちりと管理をしながら、しかも、それを必要なときに、必要なだけ出すということが、当然必要ではありませんか。

例えば、実際に災害が起こって、自治会長やとか民生委員やとか、それから消防団の方々にどないして連絡をしますか。通信機能が破壊をされたり、あるいはまた交通手段が低下した場合に、一々そんなこと連絡ができないでしょう。ですから、前もってそうした情報を提供しておくということが必要ではないかというふうに思うんです。災害は決して、以前も言いましたように、神戸やとか、それから中越の地震のように土曜日やとか休日やとか、あるいはまた早朝やとか、そうした災害の発生としては、以前の災害はタイミング的にはいい時間帯であったわけですけども、これが、平日の日中に大災害が起こった場合、そうした措置は当然とれないでしょう。あるいはまた、自閉症の子ども、そうした子ども

を抱える学校や幼稚園、それから保育園、そうしたところのこうした災害に対する救助と
いいますか、支援というのは、当然とりにくい状態にあるわけですが、そうしたものに
対する救援措置も、事前にそういう情報が確保されていないと、到底救助活動ができないと
いうふうに思いますが、そうした重要性はないのか、改めて意見を聞きたいと思います。

それから、いわゆる総務部だけじゃなしに、そうした情報の元というのは健康福祉部の
方も当然把握をしておられるわけですが、そうした横との連絡、そうしたこともどのよう
に進められているのか、改めて聞きたいというふうに思います。押しなべて、昨年の回答
とほとんど変わってないなというような思いでございます。改めて、どういうふうな取り
組みをしていくのか、それも聞きたいというふうに思います。

それから、教育関係でございますけれども、先ほども言いましたように、いろんな思い
を聞かせていただきましたけれども、せっかくの答弁でございましたが、具体的には校内
暴力や家庭内暴力、それから、いろんな子どもの刑法犯とかそういうような触法行為、い
わゆる違法行為なのですが、そうした問題点について、再度お伺いしたいと思います。

2点目は、先ほど質問の中でも多少触れましたけれども、今日のわが国の風潮というも
のが、ややもいたしますと、拝金主義、それから市場主義、効率主義、それからもう1つ
は格差社会とか、せっかくこの日本が今まで築いてきた人間関係がうまくいっていたとい
うふうな社会であったわけなのですが、そうした今言いましたような極めてこの憂慮すべ
き風潮になってきていると思います。そうしたことで、子どもの非行が増えてきたり、あ
るいはまたその内容が陰湿になったりというふうなことで、いろんな問題が起こって
おりますけれども、これが、やはり暴力行為やとか非行、そうしたものが、親の教育に対する
価値観といいますか、あるいはまた人生全般の価値観といいますか、そういうものと密接
な関係があるのではないかと、そんな思いです。皆さんもご存知のように、今年のノーベル
賞に南部さんとか、それから小林さん、益川さん、下村さん、この4人が極めて日本のノ
ーベル賞の中でも際立って4人というような受賞がありましたけれども、この方たちの研
究も半世紀にも及ぶというような地道な研究の成果の結果であったと思います。一朝一夕
にして成ったわけではありません。その中で、そうした皆さんのかなり年配の方でござい
ますけれども、そうした方々の努力というものに対して敬意を表しますとともに、最近の
こうした、先ほども言いました価値観の違いといいますか、やや心配する面がございます。
せんだっても、日本郵政グループの協会審がございまして、その中に科学技術ジャーナリ
ストの方が、こういうふうなことを述べておられます。近年、日本の高校生に大学の理科

系嫌いが目立つと、比較的遊ぶ時間のある文系に比べて、実験や実習に縛られる、それから、博士号を取っても見合った就職口が見つからないというような、理由はさまざまでございますけれども、一方、この若手研究者にも異変が起きている。数年前にはアメリカへの留学生が5万人近くあったそうでありますけれども、それが、一昨年は約1万人に減っており、さらに減り続けているということで、アメリカの厳しい競争に耐えて、それに勝ち抜くだけの気概を備えた研究者が減っているという嘆きにも聞こえるということでありまして、若者たちの科学への夢と期待が今回の受賞を機に、少しでも膨らむことを期待したいと、こんなことを言っておられますが、まさしく、先ほど述べましたように、今のこの子どもの問題行動と、社会あるいはまた親の問題点についてのこうしたひずみといえますか、悪い方向に行っているのではないかというふうな思いがいたします。

そうしたことで、もう少し突っ込んだ対応をお聞きしたいと思うのですが、簡単な身近なことでありますけれども、最近学校裏サイトとか、あるいはメールによるいじめ、それから、出会い系サイトによる児童買春、あるいはまた、全国的に問題となっております携帯電話やメールのいろんな弊害でございますが、そうしたことに対して、本市ではどのような状況になっているのか。市の方ではホームページで身近にひそむ携帯電話の危険性について、そうしたことで、いろいろ啓発あるいはまた忠告をされているわけですが、本市の学校における携帯電話の使用と、それから、学校に対して、自己中心的で理不尽な要求を繰り返しております保護者、いわゆるモンスターペアレント、こうした実態についてお聞きをしたいと思います。

以上、総務部と、それから教育委員会の方で回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 藤下議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、昨年から比較してその後の進捗状況は余り進捗してないというようなご指摘をいただいております。災害に備えての準備をしていく必要が、災害弱者といわれる方々に対しても必要ではないかというようなことと、そうしたことで、情報提供というのは、また各自治会なり消防団の方にもそうした救助活動をスムーズにするためにも必要ではないかというふうなご指摘をいただいておりますが、私どもも当然、ご指摘いただいておりますように、要援護者の災害時における支援体制、これは市としてもやはり重要な課題だと認識をしております。そうしたことで、昨年回答をさせていただきましたが、早期に福祉部

局を中心にいたしまして、庁内で十分そうした支援体制を構築していくというようなこと
でございまして、例えば、各地域におられる要援護者の名簿づくり、あるいは地図をつく
ったりとしたことで支援体制を構築をしていくというようなことで進んできたわけござ
いしますが、実際、先ほど申し上げましたように、なかなかいろんな問題なり課題もござい
まして、取り組みが遅れておるといような状況でございまして。そうしたことで、今後、
こうした要援護者の災害時の救援等のマニュアルづくり、名簿づくりも含めまして、そう
した支援体制の整備に早急に対応を進めていきたいというふうに考えております。そして、
平常時より関係者が情報を共有しながら、いざという災害時の支援にうまく活用が図れる
ような仕組みづくりをつくっていききたいというふうにも考えております。

また、市としての取り組みも大事ではございますけれども、地域、あるいはそうした自
治会におけるそういう取り組みも私は大事ではなかろうかと思っております。いざ有事の
際におきましては、やはり地域住民は地域で守るとい、そうした自助・共助の精神、こ
れがやはり大事なことになってこようかと思っておりますし、この要援護者の支援につ
きましては、地域での取り組み、これも重要だと思っております。

そうしたことで、自主防災組織のリーダー研修会、今年もさせていただきました。特に、
災害の図上訓練等もさせていただきました。この擬似訓練の機会を通じまして、各地域で
の要援護者の名簿、あるいはマップ作成を、また地域で自主的にもお願いをしたいとい
うお願い、働きかけもさせていただきました、地域においても支援のそうした仕組みづく
りをつくっていただくようにもお願いをしております。今後引き続きまして、機会あるごと
に地域での災害弱者の支援体制の仕組みづくりができるよう、支援と協力もしていきたい
というふうに考えております。また、補足につきましては、福祉担当部長の方から補足を
いただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） おはようございます。藤下議員の、要援護者名簿
の再質問にお答えいたします。

災害時に的確な救援活動を行うためには、その活用と連携が大切なことであると考えて
おりますが、現在、各課で保有する要援護者名簿につきましては、個人情報取り扱いや、
名簿の更新と保管方法などの検討課題がたくさんありまして、庁内での横断的な活用には
至っておりません。しかし、市としまして、要援護者情報をしっかり固めておかないと、

自治会への取り組みが進みませんので、個人情報につきましても、関係課と協議し、名簿活用が図れる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、自治会に出向きまして、要援護者支援への取り組みを進めていただけるよう事務を進めていかなければならないと考えております。進め方といたしましては、既に取り組んでいただいている自治会、同意方式で進めていく自治会、手上げ方式で進めていく自治会、すぐには取り組めない自治会の4つのパターンが考えられますが、それぞれのパターンに応じまして対応していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの藤下議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目につきましては、校内暴力や家庭内暴力などの少年犯罪、触法行為でございますが、市内でも少数ながら顕在しておりという、その部分でございますが、詳しい数を今、持ち合わせておりませんが、そういった触法行為につきましては、各学校の方で、十分にそういった原因を究明し、あるいはその行為を起こした児童・生徒、あるいはその状況について、児童・生徒、保護者、そして学校担当者が話し合いをいたしまして、指導をしているところでもございます。

それと、現在の拝金主義、それから効率主義、あるいは市場主義といったものが青少年に及ぼしている影響でございますが、ただいまの藤下議員のお考えと同じようなことが、この社会の中にも起こっているわけでございます。私は、そういったものを解決していくには、一言で言えば、地域や家庭や学校が一生懸命やるということでございますが、それでは、後へ進みませんので、やはり心豊かな生き方、あるいは夢を語るとか、そして郷土に根差すという、自分の生まれてきたこの野洲市の郷土に根差して、郷土を愛して、郷土がいいところで、郷土がすばらしいところだという、そののやっぱり考え方を十分に小さな時から、いろんな祖父母の方とか、お隣の方とか、いろんな方から話をしてもらい、教えてもらおう。そういった郷土に根差して世界に羽ばたく人間をつくっていくということが必要だろうと、そんなふうに思っております。

そのためには、もう一方では、豊かな体験、特に自然体験というのが一番すばらしいと思うのですが、なかなか自然体験をすぐにできるという現在の状況ではございませんが、できるだけ、そういった体験活動を通じて心豊かな人間を形成していくことが、やはり学校や、そして地域社会においても大事だろうと思っております。今まででは、各学校では、うみ

のこ学習船とか、あるいは今、山の子の活動というのも行われております。そして、各地域の皆さん方の方では、コミュニテイセンターを中心にして、さまざまな体験活動を組織していただいている。そういうったものを素材にしまして、それを一步一步膨らませていく、こういったことが、今後も非常に大事であるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

それから、インターネット、そしてメール、携帯の現在の青少年に対する悪影響の面というのは、これは大人の想像を絶するようないろんな危険性をはらんでいるということは、少年センターや、あるいは警察の皆さん方の研修会などでも聞き及んでいるところでございます。しかしながら、現在の世の中で、携帯電話やインターネットを排除できるかという、またそういう時代ではもうございません。もう本当に生活の隅々まで行き渡ってしまったこの機械をすべてカットするということはできません。したがって、各学校もそうでございますが、やはりメールや情報機器のよい面はよい面として、そして、しかしながら、危険性の面、あるいは悪い面をきっちり学校教育の中で教えていく、そして、正しいメールや携帯電話の使い方を指導していくという、この前向きな指導が今必要ではないかなと思います。そういったことも各学校の方ではいろんな機会を通じてやっているところでもございます。

それから、理不尽な要求を学校へしてこられる保護者の件でございますが、この理不尽な要求というのは、どういうものが理不尽な要求なのかということがなかなか難しいことでございますが、ただ、学校の方へ保護者や地域の皆さんがいろんな要求なり、あるいは提言なりをしてこられるということは、なかなか、すっとじゃなくて、かなり考えて、かなり苦しまれて、その結果として、学校へ何かをお越しになるのだというように基本的には考えております。学校の方もそういう基本的な考え方で来ていただいた保護者の皆さんや、あるいは地域の皆さんから十分にその内容を聞き取り、そして、両者でその対応について話し合いをし、解決をしていく、これがやっぱり基本的には大切なことだというように学校の方へも話をしておるところでもございます。お互いに理解をし合うことが、やはり基本であるのではないかなというように考えております。

以上、4点について、お答えをさせていただきました。

済みません。携帯電話の使用実態でございますが、今年の夏に、1つの中学校のPTAさんが行った調査がございます。これによりますと、1年生が49.1%、2年生が59.6%、3年生が66.7%でございます。平成19年度に県が調査をした結果がございま

すが、それと比較をいたしますと、1年生と2年生の所持率は、県の平均よりも若干高いということになってございます。3年生はほぼ同率となっております。大体、どこの地域を聞いてみましても、これぐらいの率で携帯電話を所持しているのではないかというように考えられます。

○議長（河野 司君） 藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 総務部、それから健康福祉部の方からいろいろと回答もいただきましたが、要は、法的な問題をおっしゃいますが、やはり、総務省の方からも、昨年、見直しを含めて、運用の仕方について、もう少し、実態とといいますか、言うなら、個人情報保護しつつも適正に、そういうような災害や、あるいはまた、救援に対する対応ができるように運用をなささいというようなことで通達もあったと思います。そのことは、昨年も一般質問の中で言いましたが、当時の総務部長もそういうように回答をしております、検討しますということで、その総務省の通達等も承知をしているということでもございました。

ですから、先ほどの答弁を聞いておりますと、進捗をしてないのではないかということでもあります。昨年の回答の中で、庁内での検討委員会を立ち上げますというようなこともありました。そのことについて、先ほども若干、組織の横断的な連絡とといいますか、対応をしながら進めてまいりたいということでもありますけれども、どうも、行政の方がそうした当然すべき対応をしり込みしているのではないかな。先ほどおっしゃったように、各自治体とか、住民が自主的に、そしてまた人間関係等を通じて、そうした情報を集めて、そして対応するという、これはもう当然でございますけれども、それよりも以前に、そうした住民同士でなかなか手に入らない、結果的にはその災害が起こってからでしか対応できないというようなことがありますと、何にもなりませんから、やっぱり行政と住民とがお互いに連携をし合ってそうした対応をしていくということが大変重要かと思うのです。ですから、そういうふうなことで、むやみに個人情報を無制限に開示するというようなことでは、到底ございませんから、そうした災害に備えての対応が大変重要になってくるわけありますから、そのことについて再度、皆さんの心構えとといいますか、思いをもう一度述べていただきたいし、それから、もう絶対にこれはあかんのやというふうなことについては、その根拠等についても、もう一度見解を述べていただきたい、そんな思いでございます。再度、そうしたことに対する対応はこれでいいのか、総務部の見解をお願いしたいと思っております。

それから、教育関係のことについて、いろいろと詳しく答弁もいただきましたけれども、ややもすると教育行政というものが、学校教育行政に偏在しているのではないかというふうな感がいたします。先ほども言いましたように、お互いにこの地域と家庭と学校の三者がうまく機能しながらやってこそ、教育行政というのが完成するのではないかなと思います。人づくりはまちづくりであり、国づくりであります。そんなことで、これからも一層教育行政の充実と、それから問題解決のためにご努力をいただきたいと思いますが、そんなことで、いろんな問題がこれから出てこようと思いますけど、果敢に取り組んでいただきたい。そういうことを要望しておきます。

教育行政について、市長の方からも特段に思いがございましたら、先ほどの回答はちょっと一般的なことを述べられたと思いますが、そうした今日的な課題等につきまして、再度見解ありましたら、ひとつお述べいただきたい。それから、あわせて、先ほどの個人情報のことにつきまして、再度お考えをお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 藤下議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、災害時の個人情報についてでございますけれども、先ほどから総務部長が答弁いたしましたように、制度的な制約はありますけれども、本来、災害時に、さまざまな障がいを持ったり、あるいは弱い立場におられる方が、一番きちっと対応がされるということが肝心ですから、情報が重要なのか、災害時の対応が重要なのかといいますと、最終的にはやはり生命がきちっと保全されるということが重要ですので、そのあたりはどちらが主なのかということでもって対応していきたいと思っています。余り細かい議論に入りますと、先ほどみたいな形でなかなか進みませんので、まずはやはり大まかな情報、例えば高齢の方かどうかとか、あるいは一人住まいかどうかとか、あるいは、どういう障がいとまではいなくても、障がいを持っておられるかどうかとか、そういった、いい意味で大づかみな情報を整理して、皆さん方が共有化するという方向で情報整理をし、そして地域、そして関係機関とともに進めていきたいというふうに考えております。

それと、教育につきましては、具体的なことについては、実質教育委員会でございますけれども、条件整備をするのは市の方ですから、できるだけ、学校の施設につきましても、子どもたちが伸び伸びと学力、体力、そして精神力を伸ばしていただけるような施設展開を図りたいと思っています。

それと、地域につきましては、これは教育というよりは、もう少し広く、地域の活動とか福祉とか、そういったことも含めてだと思っておりますので、できるだけ、その地域の教育力というよりは、やはり地域の環境がより子どもたちにとって、暮らしやすい、伸びやすい環境、今回も自治会なんかとお話していますと、特に新しい団地では、子どもの遊び場所がないと、開発したときには、遊具が置いてある広場があるわけですがけれども、やはりそれではなかなか子どもたちが自由に遊べないというご意見を幾つかいただきました。その時に私は答えていたのですが、昔は、田んぼだったり、野原だったり、川原だったりするところが広場だったのでありますが、今の時代はもう昔と変わってきて、そういうところが遊ぶ場所にならないと。田んぼという本来の機能がまた遊び場所になっていたわけですがけれども、そういったことからしても、やはり地域で子どもが伸び伸びと遊べる場の整備が具体的に必要かなというふうに思っております。

それと、さっきも教育長がお答えいたしましたけど、保護者からのいろんな要求、これも学校現場の先生方、あるいは校長先生と話していますと、やはり福祉の分野との連携とか、あるいはさまざまな機関との連携がないと、なかなかうまく進まない、保護者はむしろ、子どもさんの相談よりは、自らの相談に学校を訪れておられるという状況もあるみたいですので、総合的な対策、地域で支え合う対策を市も積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、災害時の個人情報の取り扱いと教育についてのご質問に対する再々質問のお答えといたします。

○議長（河野 司君） 次に、通告第17号、第4番、立入三千男君。

○4番（立入三千男君） しばらく議席を離れておりましたので、勝手にちょっとわからないところがあるのですが、答弁の方には親切な答弁をお願いしておきたいと思えます。

それでは、質問をいたします。地方分権、権限移譲についてでございますが、平成12年施行の地方分権一括法で、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理できる事務処理特例制度が地方自治法に創設をされ、これによって、都道府県から市町村への権限移譲が可能になったところがございます、そうした中、移譲事務といたしましては、359件を列挙されましたが、都道府県によっては、取り組み姿勢が大きくことなるところでございます、権限が移ることに消極的な市町村もございまして、また、積極的な市町村もございまして、

そうした中、広島県の三次市でございますが、人口約5万9千人のまちでございますが、この三次市が地方分権の先進地として、全国から注目を浴びているところでございまして、移譲事務に伴っては、必要な専門知識を持つ人材育成や、また権限移譲に伴っての手当て、財源でございますが、このような交付金制度、また県職員の派遣等々、課題もたくさんございますが、行政の住民サービスとしての本市もこのような地方分権、権限移譲について先進地として取り組んでいただきたい、このようなことで、まず第1点は質問をいたします。

次に、逼迫した財政状況についてでございますが、ご承知のとおり、2006年に夕張市が財政破綻したことによりまして、地方自治体の財政悪化を未然に防止をし、財政の健全化に資するため、昨年6月、国においては、自治体財政健全化法を制定をいただき、平成19年度決算から各自治体に連結決算の考えを導入をし、4つの指標数値で赤字や借金の重さを見る。1つ目には、一般会計など自治体本体に占める赤字の割合を見る実質赤字比率、2つ目には、自治体本体に加えて、特別会計をも含めた全会計で見た赤字の割合を見る連結実質赤字比率、3つ目には、収入と比べた年間の借金返済の重さを示す実質公債費比率、4つ目には、今後返済しなくてはならない借金の重さ、将来負担比率等々、4つの指標が示されたところでございまして、本市においては、平成18年10月に第1次行政改革大綱並びに財政健全化計画を策定をいただき、平成18年度から平成22年度までの5カ年間、集中的に改革に取り組み、健全な財政運営や効率的な行政運営を目指そうとしている昨今でございますが、社会経済情勢が激変をし、景気低迷、財政見直しを余儀なくされているところでございまして、中期財政見直し、平成20年度から平成22年度まででございますが、過去に例を見ない、厳しい財政状況に直面をし、今後も厳しさを想定するところでございます。今議会でも大きく法人税収入が落ち込むという中で、減収補填債をもって財源充当しようとし、提案されているものでございまして、全職員におかれましては、このような逼迫した財政状況を真摯に受け止め、緊張感を持って、組織を挙げて、このような非常事態に対応すべく、いろんな方策を講じていかなければならないし、意識も持っていただかなければならないと考えるところでございまして、理事者についての考えを承りたいと思います。

特に、歳出につきましても、先日来、皆さん方からの方からも、ご答弁なり、質問をされておりますが、行政評価の外部評価委員会で、各事業全般にわたっての評価、検証をいただいで、報告をいただいております。

この各事業によつての精査、見直し、コスト削減を図らねばならないということは当然でございますが、やはり住民が求める取り組むべき課題を的確にとらまえて、施策や事業の優先度を見極めることが重要でございます。この点につきましても、全職員がコスト意識を持たねばならないと思っております。

歳入につきましても、税や補助金、分担金、使用料、手数料等々ございますが、やはりこの点につきましても、各議員より先に質問をされております。このような厳しく税収が落ち込む中、自主財源の確保ということで、1円でも、行政、また皆さん方が稼ぐ、捻出してくるというようなこと、先ほども申し上げました、コスト削減は1円でも安くする。そうした中で、各施策をやっていく、取り組んでいくということでございまして、財源確保に向けては、ネーミングライツ、命名権でございますし、また各種広告、私はこの広報紙等々についての広告、またごみ袋にも広告というようなことで、十数年前にも、野洲町議会議員の当時にも、皆さん方をお願いをし、取り組みをお願いしたところでございまして、そのときに、残念ながら、執行部の皆さんが、広報紙に入れるべきだというような1提案をいたしたところ、自治体がそのようなことをしてはならない、できますかというようなことを、逆に私に投げかけられたところでございまして、しかし、その十数年前に、草津市においては、広報紙は当然でございますし、ごみ袋にもコマーシャルを入れていたと。1円でも稼ぐ姿というようなことで、草津市の職員さん、行政は取り組まれておったと。そうしたが、野洲町の職員さんは問題意識を持つどころか逆にできないだろう、やてできないのであればやむを得ませんけど、頭から先入観を持って取り組む姿勢がない、1円でも稼ぐ姿勢がないということをありありと肌で感じたところでございまして、十数年前の行政はそうでございましたが、やっぱり合併して、職員の皆さん、心新たに、そして、先ほど来申し上げますように、財政厳しい中、真摯に受け止められていると思ひますし、お隣の守山市においても、先日来各議員から提案されておりますように、いろんな封筒、課、課によって違うコマーシャルの、これ封筒代はただになっています。まだほかにも……。これ野洲市では、これを封筒代、これはやっぱり印刷製本というようなことを、いろんなことを事務経費で予算を使っております。守山市において、またよその市町村でもこのようなことに取り組まれているのを、私はそこが言いたいですよ。財源確保、封筒代ただになる、それどころかまだほかのものにも施策にも回せる、1円でも財源ができて、そういうふうなことでございますし、守山市だけではございません。守山では、まだほかのこと、ごみカレンダーにも入っておりますよ。次々に。これも十数年前に言ったの

ですけれども、郵政、今、今日は、郵便株式会社でございますけど、郵政の当時でも、郵便局では、いろんなところのコマーシャルを持って、国の出先機関である郵政の郵便局が、このようなことで、コマーシャル入れた封筒を使って、財源を確保していたと。そのような厳しい中でございますし、そのようなことを、先日来の各議員から提案もされておりますし、ぜひ一日も早くこのような事業に取り組んでいただけたらと思います。

また、遊休資産の件でございますけれども、ずっと見せてもらっていたら、管理職の皆さんが年に、夏場ですけども、2、3回草刈りをされております。私は野洲市の管理職、行政のやっぱり執行側の方々が、草刈りするだけの能力しか、考えがないのかな。誠に残念でございますして、例えば、この庁舎の前の、甲原さんの横の、旧野洲町営住宅の跡地、こんなところは、今言うように、駐車場として一日でも早いこと収入を得られます。職員の皆さんの駐車場にもなる。そうした中、薄い、今のいう官民、民民の境界がわかりにくいとかいうのはしっかりもうできているはずですよ。公図混乱とかいうようなことも聞いています。ポイントを押さえることによって、あとの事務的な登記の整理は後からできます。現実には、その遊休地をやっぱり利活用して、財源に充てなければならない、私は野洲市の幹部の職員さん、今言うように、草刈りだけの給料で日常業務についておられるのかな、1円でも財源を捻出するために、知恵を出してください。もし、よう出せへんのやったら、全職員さんに問いかけて、そのような財源を1円でも捻出するようなことを考えていただきたい。

そうした中、私は今回のこの議会で、市長さん、また執行部の皆さんにお願いしたいのですけれども、民間の企業に働く方々からメンバーを出してもらって、そのような野洲市の遊休資産の利活用、処分をせえとは言いませんよ、処分は誰でもできます。これはもう最後の最後です。長期のその土地のいろんな利用計画を駆使し、この土地にはここは要らんとされたときには払い下げというようなことで、結構でございますけども、やはり大事な住民から預かっている財産、これはやはり有意義に使っていただきたい。そして、先ほども同じこと言いますが、厳しい財政の中での1円でも収入を上げるということでも取り組んでいただきたい。このような思いでございます。

数点について、質問をいたしましたけど、1回目の質問はこれぐらいにしておきます。以上です。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 立入議員の方からご質問、あるいはご提言を交えて、幾つかご

質問をいただきましたので、答弁申し上げます。

地方分権、権限移譲についてのご質問について、先にお答えをいたしたいと思います。滋賀県では、平成18年2月に、さらなる権限移譲基本計画を策定されました。この計画に基づく権限移譲は、翌平成19年4月から開始されまして、以後4年間にわたりまして、例えば、農地転用に関する事務、あるいは都市計画法に基づく許可事務等、順次、移譲がされてきておるといところでございます。

これらの権限移譲を受ける市におきましては、移譲事務を円滑に遂行するため、専門的知識の習得や体制整備を図ることが必要でございます。こうしたことから、本年度におきましても、来年平成21年4月に都市計画法に基づく開発許可事務が移譲されることに伴いまして、県から専門職員を派遣いただいておりますし、市の職員を県に派遣し、専門的な知識の習得に努めているところでございます。

事務権限の移譲は、市民に身近な市において事務処理を一元的に行なうことにより、迅速・的確な対応が可能となり、地域住民の利便性が向上するものであることについては、立入議員ご指摘のとおりでございます。先ほどもご紹介いただいたように、他府県で積極的に権限移譲に取り組まれている市があるということについては、承知はしておるところでございますが、一方では、先に申し上げたように、権限移譲にあたりまして、県におきまして、条例改正をはじめとする法的な整理とか、あるいはまた受託する市町においては、専門的な知識を持つ人材の育成、あるいは体制の整備なども必要となります。こうしたこともございますので、現在は県から、さらなる権限移譲の考え方が、次の段階としてはまだ示されておりませんので、現時点では、現在予定されております移譲事務の円滑な実施にまずは力を傾注してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、第2点目のご質問の逼迫した財政状況の対応についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

野洲市において現下の財政状況が大変厳しいことにつきましては、先に中期財政見通しでお示したところでございますし、また、職員について、緊張感を持って対応すべき必要があるということについては、ご指摘のとおりでございますので、予算編成説明会、あるいは庁議におきましてこういった状況の説明をし、共通認識を持つよう図ってまいったところでございます。

については、まず歳出面でございますが、議員ご指摘のように、費用対効果の視点に重き

を置きまして、事業ごとのコストを常に意識して取り組んでいく必要があります。そうしたことから、現在、市で実施しております事務事業評価、あるいは外部評価制度を行っておるところでございますが、この事務事業評価におきましては、現場で事務に携わる職員の見地でコスト面でのさらなる改善が図れないものかどうか、こういった検証を行っております。その後、選択した一部の事務事業につきましては、外部評価におきまして、市民や事業者の見地でコストの適正性、事業の合理性、市民との協働という視点で、外部評価委員による評価をお願いしております。この中で、課題があると評価された事業については、できる限り、予算や事業の優先度への反映を行っておるところでございます。

次に、歳入面の取り組みといたしましては、先ほどもお話ございましたように、未利用市有地の利活用、あるいは売却を進めること、また、先般来のご質問等の中で多くのご意見もいただいております。また、本日のご提案もいただいたところでございますが、封筒をはじめとする刊行物等における広告料収入の確保対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、この庁舎前の市有地でございますが、もとの町営住宅の跡地でございますが、ご指摘のように、境界の確定等々の作業が必要でございましたので、若干時間を要しましたが、この作業もほぼ終わったというところでございますので、次の段階に移ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、ご提案をいただいております民間企業や市民を構成とする委員会の新たな立ち上げにつきましては、現在の行政評価外部評価委員会並びに行政改革推進委員会に、民間企業の方々などさまざまな立場の市民の方々に参画をいただいておりますので、これらの既存の委員会で創造的な議論がしていただけるよう、運営に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 立入三千男君。

○4番（立入三千男君） ただいま答弁をいただきました。

この前の駐車場、甲原さんの横の遊休地、これ今、話は、解体してから、まだ民民、官民の境界が最近できた。これ、解体してから何年になりますか。民間で、民民、官民、境界を受けるのに、こんな何年もかかりますか。この旧建物、町営住宅の建屋、解体してから、あまりにも行政は、この感覚が、私はなっていないというんです。一日でも、1時間でも早く、後ほど、皆さん、コストということで質問しようと思っっているんですけど

も、職員の皆さん、自分の1時間あたり、何ぼの時間給、野洲市の全職員さんの平均給料は何ぼですかと掲げておられますけれども、1時間幾らというような単価はじかれていますか。全職員平均の時間給。やはり世の中、大きく動いています。そんな、今言うように、だらだらということは、これは適切ではないかも知りませんが、やはりこの厳しさが無いというのがそこですよ。1円でも稼ぐというのなら、明日も放っておきません。今日直ちに、いろんな方策を考えます。民民、官民が、昨今ちょっと何とかできたと。あまりにも無責任な副市長の答弁、原稿を誰がつくっているのか知りませんが、まじめにもっと、民間の会社員さん、商売屋さん、農家、必死になって、みんな汗水流して、1円でもお金を使わんと、1円でも収入を得ようとして頑張っているんですよ。その皆さん方からいただいている税金ですよ、皆さん。しっかり考えてください。

そういう中で、先ほどの質問、こんなこと言ったら1時間ほどあっても足りませんから言いませんけれども、今回のこの定例会で提案もされています条例制定、これも屋外広告物とか等々の条例制定もこれは地方分権からくるものだと思っておりますし、平成18年4月からでしたかいな、換地、青線・赤線、里道・水路の用途廃止のときにも、今までは財務局の方に払っていたのが、野洲市の財源になっていると。こういうようなことで、国の方から、また都道府県からのいろんなことの業務を下請させてきたけど、下へおろしてきたけども、財源ももらっているという中で、そして、今言うように、こういった中で、やはり地方分権、より進めて欲しいというようなことをお願いしています。三次市で一、二例を申し上げておきますと、旅券・パスポートの申請受理、わざわざ県庁まで、また米原のあそこへ行かなくても、滋賀県においては各市町村、自治体でパスポートの申請受理・交付をしている。また、身障者手帳の認定交付についても、各自治体でやっている。これが住民サービスです。今まで、国の方から、地方分権で、何でなってきたと。身近な行政は自治体に任すのだと。それまでは国の方から四角四面のこういうような型のとおりをさせて都道府県におろし、市町村におろしていました。世の中が大きく変わっているというのもそこです。特に、住民に一番身近な自治体が、いろんな知恵を出して取り組むというようなことでの地方分権ということになっておるということで、このようなことをお願いするところがございますけれども、これ何も野洲市だけが滋賀県の方から権限移譲を請け負って、受けられません、もちろん、こういうような中、結果26市町が、共通の住民要望というような形ということで、積極的なお取り組みを市長会なり、いろんな関係機関でお願いをしていただきたいと思います。このようなことで、要望にこれはしておきます。市長さ

ん頼みます。

それから、財源というようなことでお聞きをするところでございます。

本年度、平成20年度の当初予算、歳入の部で、市民税でございますが、48億17,64万2,000円、この中で、個人市民税が29億714万7,000円、法人市民税が19億1,049万5,000円でございますが、対前年の当初予算、法人市民税においては16億2,572万5,000円、こうした中で、決算では大きく伸びている中ですが、本年度の予算の編成時、アメリカのサブプライムローン、低所得者の住宅ローン等々、このような金融的なことに端を発して、世界中の金融経済が不安定となったところでございます。そのような中、どうしてこの予算編成時には、私は、今言うように法人税のこのような見込みはできたのかな、甘かったのではないか、見通しがまずかったのではないかというような思いで、このような質問をするところでございます。法人税の増収を大きく見込まれた理由、何らかあったと思うんですけども、この見込みを、見解をお聞きしたいと思います。

それと、国民健康保険事業の特別会計、国保会計でございますけれども、一般会計より人件費等々の福祉波及分として3億円を繰り入れ、運用をいたされております。その中で、いろいろな歳出の項目を見させていただきました。医療費として年間24億円余り、月にして平均2億円の医療費が要します。そうした中、私も過去、国保連協のメンバーでございまして、そういう中、いろんなことで精査をした経緯もございまして、やはり風邪とかのこのような流行性疾患が発生した場合、医療費が大きく膨らみます。そういうようなときのために、国保財調、国民健康保険の特別会計の財政調整の基金を積み立てている。それを見せてもらったら、3,500万です。月額医療費として、療養給付費として2億要するのに、3,500万しかない、国保の財調基金。私は、これの今言うように怖さ、執行部、予算執行されている皆さん、どうなんかな。これ、そのような流行性の医療費が大きいかさむとき、どうされるのかな。一般会計からのそのときそのときの繰り入れ、まさしく自転車操業的なやり方で国保会計をやろうとされているのだ。この財源には財調基金を積むには、やっぱり剰余金の2分の1以上を積むとかいろいろございます。そういうような話は十分知っておるんですけども、今、急にこれになったとは申ししておりません。新市長さん、本当に気の毒だと思っているんですけども、一般会計の財調基金13億余り、また、このような特別会計でも数千万、こういうようなときで、野洲市のこのかじ取り役、大変ご苦労いただくわけでございますけれども、すべて一般会計においてもそうですし、こ

のような国保だけを例を挙げているのですけども、やっぱり、しっかりした健全な財政運営をお願いしたい。いろんな予算を見せてもらったら、総花的なばらまき予算になっている。この世の中、このような時代ではございません。必要な財源はしっかりやっぱり投入してもらわなきゃならない、やっぱり住民の皆さん方には税というようなことでご負担いただいているその見返りとして、サービスを提供しなければならない。そういうようなところで、より一層精査をして、このような財政健全会計をお願いしたいと思いますし、この点についても答弁をお願いしたいと思います。

それと、本市の職員さん、先ほど来、コスト意識がありますかというようなことで、私は尋ねたいと思うのです。給食1つとっても、材料費が幾らついている、これはコストではございませんで。原材料は当然ですし、光熱費、人件費諸々、コストというのは、すべての費用経費を含んでいるのがコストです。ここにおいで幹部の職員さん、自分のところの所管する、よそのことまで言うてもらわん、よそのとこというのは総務の方から答えてもらいますから。自分のとこの所管している事業で、うちはこんだけついているんです。県の広報紙、実は皆さんご存知ですわね。1番裏面、これはコマーシャル入っています。これも、この中で、読ませていただきます。「この広報紙は52万部製作し、県内に新聞折り込みで配布しています。経費（企画編集、印刷、折り込み、職員の人件費）は1部20円あたりです。私はこの20円が高い安いつて、県民の皆さんいろんな見方があると思います。私はこの書くことによって、県職員さん、あっ、コスト意識を持っている、県民にもコスト意識を持つのだな、持っていたきたいということで、私は1部毎月毎月1,000余り出されているのですけれども、今の言うように、我が野洲市の1月1日、15日号のこの広報紙、これもはじかれていますかというようなことを聞きたいと思いますし、また、今言うように、先ほど来お尋ねした教育委員会でも、図書館の1人当たりのコスト幾らについている、入館いただいている、温水プールの利用者1人あたり幾らについている、今ここで答えてくれと言うたら失礼になりますから言いません。ほんで、まあ時間も無駄で、これは半日あってしゃべってたださなならん、皆さんから聞かな。一覧表で各部課の総務の方で担当お願いします。総務部長、今、知っていたら全部言ってくれてもいいけど。

今のコスト意識というのは、そこです。コスト意識を持ってほしい。あんまり長いことしゃべったら時間がありませんから。これが、皆さん先ほど、コスト意識を削減し、中間評価委員会でいろいろされていますが、このコストということ、言葉では並べられていま

すが、どのような具体的なここまで突っ込んだ精査をされているのかな、これは失礼な言い方ですけども。世の中、先ほどから何遍も同じこと言います、大きく変わっている中で、各部長、しっかり、よそのところまでは結構です、自分のところにはどれぐらいついているのかな、利用者1人頭どんだけだ、ごみの1キロあたりどれだけの処理費についているのだ。収集だけやございませんで、最後の炉に入れて燃やし、焼却して、灰をまだ搬出させる、フェニックスへ持っていつているとか、いろんな、須原へ持って行っている、そういうようなコストも入れての1キロあたりどれだけのついているのか。これが、今言う民間感覚、費用対効果というような経営感覚を言うのです。

こういうようなことを知っていてこそ、皆さん、経営感覚を持ってとか、コスト意識を持ってというのは。皆さん、コスト意識って、言葉だけで、経営感覚というのも言葉だけです。民間の企業で働くには大変なそのような背景を背負って、日々日常の営業を活動されている、業務をされているということでございます。

長いこと言うてたらまだまだあれですねんけど、このようなコスト、一覧表で後日で結構ですし、私だけやなしに、市民皆さん方に広報紙でも載せていただきたい。そして、市民の皆さん方にもこのようなことのご理解をいただいて、コストがこんだけついているのだ、ごみはやっぱりようけ出さんところ。やっぱり無駄なことはしんとことというようなことで、私らの税金有意義に使ってもらおうというような意識、これもして欲しい。ましてや、職員の皆さんは当然ですよ。そのようなコスト意識、問題意識を常々持って、日常業務にあたっていただきたい。このようなことをお願いを申し上げまして、質問をいたします。

○議長（河野 司君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 立入議員の再質問、何点かございましたので、お答えをいたしたいと思います。

まず、先ほど申し上げました町営住宅跡地の処理について、これは大変時間がかかったと、こういうふうなご指摘をいただいたところでございます。確かに、時間を要したということについては、課題があったなというようには思っておりますが、これは全般的な話でございますが、やはり民間と役所の違いという面ではコスト意識、並びにスピード感覚、この辺が違うということについてはご指摘のとおりだろうと、かように思っておる次第でございます。1つはコストの面で申し上げると、やはりこの役所の財源というのが、基本的には税をいただくという仕組みの中で回っておる。それから、どちらかと言うと、それを財源として予算に計上をさせていただき利用すると。こういう形の仕組みの中で回って

おりますので、入る部分と出の部分、それぞれ所管のところで必ずしも一致していないというところでもって、コスト意識が薄れてくると、こういうような、何というか、仕組み上の課題があるかとは思いますが。ただ、先ほどもご指摘いただいておりますように、現下大変厳しい財政状況のもとでは、当然のことながら、職員もコスト意識は当然持つべきであろうと、かようなことについては仰せのとおりだとかように思っておる次第でございます。

それから、まあご要望ということでございましたが、広島県のご事例を引いていただいて、旅券並びに身体障害者手帳と、こういう話がございました。当然のことながら、この件については、広島県というか、県レベルで積極的に権限移譲をするという形で対応をされておりまして、旅券についても、一定権限移譲の対象としてきたと、こういう中で、三次市がいち早く手を上げられたと、こういうような、手を上げられたというか、という形で権限移譲されたと、こういうふうに向っておるところでございますし、今、滋賀県で身体障害者手帳についても、権限移譲の対象として、今ご検討いただいているようでございますが、現時点では30万以上の都市を基本に考えられているというふうに承っておるところでございます。こういった権限移譲によって、それぞれ基礎的な自治体の裁量範囲を広くして市民サービスを広げていくということについては、今後の方向かというふうに思っておりますので、県市協議の中で進めさせていただきたいと、かように思っております。

それから、今年度の急激な法人市民税の落ち込み等についてのお話でございますが、当初予算見込んだ段階では、まだまだ好調な、特に輸出型の産業等が大変好調でございまして、市内の企業、電子機器等々を中心とする企業が大変好調な業績ということもございまして、それなりのといいますか、そういった意味での財源の見通しを立てたというところでございます。その後は、皆さん方ご指摘いただいておりますように、サブプライムローンの破綻をはじめとする急激な経済変化、時としては100年に一度と、かように言われているような状況でございまして、この辺の見通しがなかなか立てられなかったというところでございます。この辺は、企業業績、再度また見直しをされて、減益減収というような形で、今対応されている状況からもわかりますように、当初の段階ではちょっと見通しができなかったというところでもって対応をしてきたというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、国保会計の件については、担当部の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、市職員のコスト意識、これも冒頭申し上げたように、できるだけ、そういった意味でのコスト意識についての認識を持つべきだということでございます。県の、いわゆる一般的値札という形で、今年の11月、一応発表されました県が、事例に引いていただいたわけでございますし、確かに、県の広報紙を見ますと、裏で1部あたり20円というような形で記載をされております。こういったことも1つの手法かと思いますが、県もこれなりに時間と労力をかけてこれを算出いただいております、昨年から取り組まれているというように伺っておりますし、たちまちは100項目、100事業程度を対象に試行されたと、こういう段階だというように伺っております。この辺もどういった経費を対象とするか、あるいは、どういう単位ではかっていくか等々、いろいろ工夫があったというように承っておるところでございますので、それなりの準備なりが必要かなというふうに思っておるところでございます。ですから、ちなみに、私どもで今、少し二、三わかる範囲で、1部当たり幾らかというのを申し上げますと……、よろしいですか。

それでは、どこまで一覧表になるかわかりませんが、少しこの辺は工夫をさせていただくということでご理解賜りたい、かように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、立入議員から国保の健全な財政運営についての考え方というのですか、ご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

先ほどご紹介にもありましたように、基金というのは年々減ってきてまいります。特に、17年度の末で、基金1億9,500万ほど、実はございました。これは合併をいたしまして、これまで、旧野洲、中主町の保険料がそれぞれ違っていたということもありますので、17年度から新たな1本の保険料ということで、均等割につきましても、これまで旧野洲町ですと、均等割、平等割で5万3千円、旧中主町ですと5万400円というものです。基金の1億5,000万ということも踏まえまして、少し4万9,000円の応益割という形で、所得割も応能割も少し平均化させていただいたということで、ここ3年間、財政の運営をさせていただきました。その結果、少し所得の伸びもやっぱり景気の状況と合わせまして、伸びていないということもありまして、1億9,500万の基金が19年度末で6,100万余り、9月で補正させていただいて、議員おっしゃっているように3千4、5百万という現計になっています。国におきましても、やっぱり予防給付、予防と

というのがその部分ということで、今年度からも特定健診、特定保健指導という形での、即効性はないと思いますけども、今後財政運営に向けて、国保運営につきましても、その効果も発揮をしてくるものだと考えておりますけれども、少し、新たな20年度からの後期高齢者の支援金という仕組みも変わりました。そうしまして、これまで言われておりました資産割の部分も所得割という形で少し改正もさせていただいたということもございます。少し、そのような状況を踏まえて、今後、21年度以降の国保運営をするということになりますけれども、基金につきましても、おっしゃっていただきましたように、1カ月2億余りということですので、保険者としましては、やっぱり1カ月分ぐらいの基金があるのが理想的ですけども、少なくとも、おっしゃっていただいていますようにやっぱり1億以上で基金がないと、医療費が払えない。払えなければ、一般会計に一時的にお借りするというふうなことも運営もありますので、今おっしゃっていただいている危機的な状況もありますので、その辺も踏まえまして、少し、保険給付については、市民の方に投げかけて、医療費の受診行動の仕方も踏まえまして国保の運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 立入三千男君。

○4番（立入三千男君） ただいま答弁いただきまして、時間がもうないし、あれですけども、副市長もやっぱり行政上がり、行政やなというような思いで。厳しいときやさかい、コスト意識を持たず、持ってもらわないかん、違いますよ。平素はどんなときからもコスト意識を持って取り組むものですよ。厳しい財政状況やさかいコスト意識を持つというような答弁をいただきました。誠に残念でございます。トップはそのような考え、職員さんに、私さっきからこう言っているんだけど、失礼なこと言うているなと思いますわ。トップを変えなければ、このようなこと変わらんのかなという思いで。しっかり私の言うてることをとらえてもらって、部下の方にそのようなことを言うてください。ここにおける管理職の方は、それぞれの課で下へ、このようなコスト意識をいうことをしてもらわないと。副市長、しっかり考えを入れ替えてもらわないと困ります。

それと、この広報、私は、職員もコスト意識を持つ、そういうような意味で提案しているんですよ。毎月1,000万何ぼ要るのだと。この20円出すのが、人件費がどこまで出していったとか、精査していったら、いろいろ難かしいところあると思います。私が先ほど来言っている、コスト意識を常々持つと言うているのは、やっぱり問題意識を持つ、コスト意識を持つことによって、やはり無駄なことを省いていくのだと。こういうようなこ

とが気つく。お互いが気付いて、おまえこんなことしたらあかんと言えるんです。それが言えてないということ。

それと、時間がありませんから、先日来質問されたじゅんかんバスの件、これざっと年間4,000万、年間。17、18、19、動いている中で、4,000万、約5万人前後ご利用いただいている。そうした中でお1人さん、去年は785円、一昨年は820円ぐらいでしたか、ちょっと今。そんだけ、800円前後の費用を入れているのだと。そうした中で、やっぱり効率的なその投資効果を上げるのだと。これにかわるものは何だと。私は、今言うようにデマンド交通、乗り合いタクシーなり、ワンボックスカーなり、もしくは、今言うようにタクシーチケットを半額助成するとか、いろんなことのサービスを低下させないで、そのような生きたお金を使うべきだということで、特にこのじゅんかんバスのこの辺については、お願いをしておきたいと思います。いろんなところで、特に中主の市民の皆さん方から、中主の方に行ったら、「立入さん、あれもったいないやないか、お金ほかしているやないか」ガソリンだだ流しやなしに、リッター180円ぐらいのときでも言われていました。「もったいないことしているんやな、立入さん、みんな誰も感じてないの」うちの近隣、同僚このような話をしていたらみんな聞いている、行政の職員さんも聞いていると思います。どの方法がいいか、これは隣の守山も栗東も米原も彦根もいろんなところで試行錯誤でいよいよ取り組もうとされております。1つのことをいつまでも固執するのではございませんし、やはり、よりコストを削減した運用、サービスを低下させないやり方をしっかり見つけていただいて、もがいてもらって、見つけていただきたい、このような思いでございます。

最後になりましたけども、とりわけ21年度の予算編成、このような世界同時不況、また金融危機と言われている中で、しっかりした歳入の精査をお願いして、質問を終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員の再々質問というかご提案に対して、全般的なことで述べさせていただきます。

まず、分権に関しましては、議員もご指摘のように、やっぱり市民サービスの向上、それと地域の発展の観点から積極的に進めていくべきで、国、県が分権するからというのじやなしに、市の観点から取り組ませていただきたいというふうに思っております。

それと、コスト感覚はもう当然のことです。ただ、従来の行政はコスト感覚が働かない

のは、最終の出口の設定がございませんでして、いわゆる積み上げでやっていたと。積み上げでもコストなのですけれども、普通民間ですと商品の値段というのは市場の競争で決まりますから、どっかが1,000円だったら、それを800円で作れと。そこでコスト割りをするのですが、行政の場合は積み上げでいっていますから、1,000円のものが1,100円になっただけでも、内訳がコストになっているということで、本来、やっぱりコスト感覚の問題点は、幾らでサービスを提供するのかということをしきりと設定しない限り働かないと思っています。

それと、昨今のコスト感覚で見逃されているのは、県でも、私議論したのですけれども、当たり前のことなのですけれども、いわゆる効果、英語で言いますとパフォーマンスとかベネフィット、そこもきちっと見極めておかないといけませんでして、幾ら安くても効果のない紙を配っている意味がないですので、価格の設定と、いわゆる積み上げではないやり方、それと、それがどういうふうに市民に役立っているのか、あるいは地域発展に役立っているのかということが必要かと思っています。

先般、申し上げましたように、要求ベースで予算の案を公表させていただきます。これは職員の熱意の反映ではあるのですけれども、上限を設定していますけれども、相当あふれています。このあたりも、今回このようにさせていただいたのは、職員さんに、今議員ご指摘のようなコスト感覚とか、あるいは持っている財源の中で、幾らいい仕事をするのかということで、従来ですと、予算がなければその仕事を切ることなのですが、そうじゃなしに、予算枠は抑えられるけれども、いかに、効果、パフォーマンスを落とさないかという工夫をしてもらうということです。今回、またお示しさせていただくのは、そういう観点で、枠が示されているのに、とんでもないのではないかとご批判じゃなしに、今後、そういう意識を持ってもらって作業を進めるということでやっていますので、ご理解を改めていただきたいと思います。

それと、ごみに関しましても、これは、いわゆる廃掃法で、家庭系の一般廃棄物は市が持つということになっていますが、生活様式がどんどん変わってきている中で、本来市の責務になっているから、どんどん引き受けているのですが、昔の生活形態とは随分変わっている中で、ごみのコストは本当に膨らんでいます。そのあたりもきちっと市民に示さないと、本来もっとほかの教育とか福祉のサービスに渡る財源が、かなりごみの処理で負担がしているというあたりも、今議員ご指摘のように、単なるその現場での処理費用ではなくて、施設費ですとか、維持補修費ですとか、人件費、すべて含めた処理にどれだけかか

っているのかを示した上で、今後取り組んでいかないといけないと思っておりますので、
今後はそういう心構えでもって、職員とともに進めさせていただきたいと思えます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第18号、第16番、本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 16番、本田章紘でございます。本議会の最終質問者として、
効率的に質問していきたいと思えます。答弁者におかれましては、積極的なご答弁いた
きますよう、よろしく願いいたします。

本日は、たばこの煙が周囲の人に与える問題や、ポイ捨てによる火災の危険性、そして、
路上喫煙が子どもたちに与える危険性から、まちとして取り組むべきと考える課題につ
いて質問いたします。

このような問題について取り組むときに、喫煙者の方からは、たばこ税がまちの貴重な
財源になっていると言われます。まさにそのとおりであります。当市においても、平成2
0年度の予算で2億7,960万円の歳入が見込まれています。しかし、健康被害が大き
く取り上げられてから、多くの方々が利用する公共の場所では喫煙が制限されるようにな
りました。すなわち、喫煙者は自らの意思でたばこを楽しまれるわけですが、周囲の人は
自らの意思に反して、フィルターを通過していない、濃度の濃い煙を吸い込んでしまう、
受動喫煙の問題を喫煙者から受けることとなります。当市の公共施設内においては、十分
満足な状態とは言えませんが、屋内禁煙と、分煙化のための喫煙場所の設置や限定等が進
められています。しかし、人通りの多い場所やバス停、タクシー乗り場等、多くの人が行
き交う場所での受動喫煙や、たばこの火による被害等については、避けられない状況とな
っています。特に、野洲駅周辺や、多くの子どもが行き交う通学路における歩行喫煙や、
自転車に乗っての喫煙は、集団登下校する児童にとって、非常に危険な環境となってお
ります。歩行喫煙でたばこを保持する高さは児童の顔に近く、たばこの煙を吸い込む危険
性や、たばこの火によるやけどの危険性が高いと言われております。また、年末から正月にか
けて多く発生している晴れ着等の衣服への被害を目にすることも多くなります。そして、
路上喫煙をしている方々、そのほとんどが、吸い殻をポイ捨てする傾向であり、環境破壊
や火災の原因ともなっております。

以上のことから、近隣市と同様に、路上喫煙禁止地域や場所を条例によって制定し、将来の野洲市を担う子どもたちや市民の健康や安全を守ることが必要であると考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の路上喫煙、歩行喫煙禁止に対する取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、市民の安全面から見ますと、議員よりご指摘いただきました歩行喫煙によるやけどの危険性につきましては、当市においてはそういった事案は具体的には発生しておりませんが、過去に千葉県のJR船橋駅構内において、歩行喫煙していた男性のたばこの火が幼女のまぶたにあたり、救急車で運ばれる事件が発生しております。次に、たばこのポイ捨てによる火災発生状況であります。平成19年度、たばこが原因の火災は野洲市では発生しておりませんが、湖南管内では6件発生しております。このように、駅周辺や人通りの多い場所などでは、たばこによる人への危険性は十分想定されるものと考えております。

また、健康面について見ますと、たばこによる健康被害としては、がん疾患や循環器疾患発症の危険性を高めるとともに、新生児死亡のリスクと肺炎などの呼吸器疾患の増加があります。このことから、禁煙や分煙の必要性について、喫煙が及ぼす健康への影響と、受動喫煙の防止を呼びかける街頭啓発とともに、各自治会での健康教育の実施や、母子健康手帳交付時に周知啓発を進めているところであります。

次に、環境保全の面から見ますと、現在、たばこのポイ捨ての対策につきましては、野洲市生活環境を守り育てる条例第49条ごみの投棄防止で、公共の場所においてごみを投棄してはならないと規定しております。当面はたばこのポイ捨てを視野に入れたごみの投棄防止の啓発を行い、市民の協力を喚起していきたいと考えております。

以上のようなことから、たばこの路上喫煙防止の取り組みは、議員ご質問のように、市民の安心・安全や健康への被害、及び環境保全などの側面から重要と考えております。そのため、今後、条例制定に向けまして、区域の設定及び規制や分煙対策のあり方等について、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） たばこの被害についての状況は、今、市長が答弁されたとおり

でございます。全国的にはたばこの火災は、路上を含んですべてのたばこの火災としては10から15%とも言われております。

それから、条例制定について、検討を積極的に進めたいということですが、ぜひ設定していくという積極的なご答弁いただきたいと思うのですが、検討するというのは、よく行政用語ではなかなか実現しないというような受け止め方もされるわけですし、どうか再度、大津市長が先の議会で述べられたように、制定していく、については、時期については、これこれだ、そういう目標を含めて、再度お伺いしたいと思います。特に、条例制定だけ先行して行い、区域については時間をかけて調整し、設定していく、こういう2段階方式で取り組まれてきたのは草津市でございました。今12月から、区域を含めて、今既に適用されております。同時に進行することは非常に時間がかかる。これはまさに、大変な労力を要するわけですし、ぜひ2段階で、まず条例を制定し、その附則の中で区域等を定めていく、こういった形でできるだけ早い実現を目指していただきたいと思うわけですが、再度市長の見解をお伺いしたいと思います。

また、このたばこの路上喫煙が、子どもたちや市民に与える影響というのは、行政の中のすべての部分にわたってくる。例えば、子どもたちに与える受動喫煙という問題は教育委員会の所管業務であり、それから、道路管理面から見ますと、都市建設部門であります。ポイ捨てによる環境汚染、煙による環境汚染というのは、これは環境経済部門の担当所管であり、市民の皆さんに不安を与えること、すなわち、衣服への被害や人体へのやけどといったことは生活安全面からの総務部門の所管である。こういったことを考えますと、全部門にまたがっているわけですし、市長の意向を受けて、それぞれの部分が、これからどのように取り組んでいただけるのか、現在、どのような問題意識を持っていられるのか、それぞれの部門の長の方のご意見をお伺いしたい。このように思います。

また、駅周辺の道路の制限をしていきますと、これ草津市が、草津駅と南草津駅周辺の道路の制限を加えているわけですが、実は、大阪市で発生したように、その周辺道路にポイ捨てが集中して発生するというようなこともございます。そういったことを考えますと、やはり施設を管理している駅なり周辺の皆さんへのご協力を要請しなければいけない。どうということかといいますと、やはり喫煙コーナーを設けるといったことも必要になってくるかと思うのですが、そういったことの協議を含めて、どこでどのように進められるのか、お伺いしたいと思います。

それから、単に道路だけではなくて、実は市庁舎内の敷地内において、いまだに歩行喫

煙があるわけです。これは幾度か見受けているわけです。多分、建物内は禁止区域になっておりますが、敷地内はそうになっていないのか。歩きながらたばこを吸っている方を見受けるということは、これは職員だけでなく、市民の皆さんへのPRもできていないのだろうと思います。そういったことについて、どのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

それから、たばこによる環境汚染というのは、先ほど市長も一部おっしゃいましたけれども、非常に多くの有害物質を含んでおります。フィルターであったり、紙であったり活性炭であったり、ニコチンであったり、煙に含まれている成分としてはダイオキシンであったり、カドミウムであったり、鉛であったりと、これはたばこの方を製造する過程を含めて含まれてくる有害物質なわけですが、そういった環境汚染といったことを考えますと、できるだけ早く制定して、路上にポイ捨てしない、路上での喫煙を禁止していくということが、最も効果的な取り組み方だと思いますので、先ほど言いましたように、できるだけ早く条例制定をし、そして、区域を制定していく、こんな取り組みにしていきたい、このように思うわけですが、そのことを含めて、見解をお伺いしたいと思います。

それから、いろんなデータの中で、ぜひ制定して欲しいという声がある中に、こんな調査結果があります。全国の男女4,493人に問いかけた調査で、不快に感じる行為は、迷惑行為はというのがありました。この中で、歩きながらの喫煙が29%、これは非常に迷惑である。それから、公共の場所での喫煙マナーが悪いといったことが13%、たばこの吸殻のポイ捨てが9%、こういったデータが出ております。合計しますと、50%を超える方々が迷惑と感じてらっしゃる行為であると。こういったことから、積極的に条例制定を進めていただくことが必要ではなからうかと思うわけですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の路上喫煙等に関する再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、喫煙については、さまざまな課題がございますので、先ほど申し上げましたように、健康面、環境面、安全面を配慮して、路上喫煙のあり方をルール化する条例を制定させていただきたいという方向で検討を進めたいと思っておりますけれども、普通は、大体、これまでは時期を明示していたのですが、やはり、合意形成の問題ですとか、区域設定について、もう少しご議論いただいた方がいいと思っておりますので、これについては、速やかにということ考えております。確かに、条例を制定しまして、区域

を後にゆだねるということはあってもいいと思うのですが、やはり、内々はやはり着地点をきちっと想定した上で、枠を定めるという方がふさわしいと思いますから、できれば、手続的には、先に条例を制定して、区域は後にゆだねるということはあると思いますけれども、もう少し、やはり野洲の実態、どのあたり、駅周辺がいいのか、商店街のあたりがいいのか、あるいは、通学路までを含めるのかというあたりをもう少し議論させていただいてからと思っていますので、この場では、いつまでにとすることは、少し申し上げられないと思いますが、できるだけ、安全、健康、環境面から速やかな対応が好ましいと思っておりますので、作業は進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 教育長君。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの本田議員の再質問について、お答えをさせていただきます。

私の方からは、主に子どもに関する路上喫煙、受動喫煙のことについてお答えをさせていただきます。まず、路上喫煙につきましては、子どもたちが、安心・安全で人ごみのまちの中を、あるいは駅等の公共のところを歩けるということが基本的に非常に大事なことであろうと、そんなふうに思います。これは、まさに大人の責任であらうと、そういうふうには考えるわけでございますが、大人が子どもを守るという基本的な姿勢をとっていくということが必要でないかと、そんなふうに考えます。

また、受動喫煙等に関しましては、幼児・子どもについては、受動喫煙というのは、大変健康に大きな影響が出るということは、医学的にも言われているところでもございます。そんな中で、これも大人の責任ではありますけれども、子どもたちには学校教育の中では保健の時間等を活用いたしまして、将来大人になる子どもたちにたばこの被害の問題、それから、受動喫煙の健康への被害の問題等について、十分認識をし、あるいは知識として理解をしていくと、そのことが将来大人になったときに、そういった問題を解決してくれる子どもたちに育ってくれるのではないかと、そんなふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） 済みません。ちょっと不摂生で顔をはらしましたので、マスクしたままで失礼します。

再質問の中で、環境経済部としてお答えする分につきまして、まずお答えをさせていた

だきたいと思います。

市長の答弁の中にもありましたけれども、環境保全という面で、二次的になりますけれども、ポイ捨ての部分で、対応させていただいております。本年3月に生活環境を守り育てる条例の全面改正をいたしました中にも、49条なのですけれども、その中にも、ポイ捨て禁止ということも掲げてございまして、そして、罰則も適用するようにはなっております。しかしながら、まずは協力いただくというか、啓発というか、そういう面に取り組んでまいりたいと思います。

それと、現在ポイ捨てに関しましては、クリーンパトロール隊というのをシルバー人材センターの方をお願いを实はしております、週1回、散乱性ごみの多い場所につきまして、ごみの収集に努めていただいております。そういうことで、ポイ捨て等、不法投棄、そういう部分についてはクリーンパトロール隊でお願いしていくということでございます。

いずれにいたしましても、環境をやっぱり皆さんとともに保全していくという立場で、まず啓発も大事ですし、そして、散乱したごみをすぐに拾うということも大事かと思っておりますので、今の取り組んでいる内容で、まず進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、本田議員の道路管理者としての立場から、喫煙等についてご回答を申し上げます。

実は、私もたばこをよく吸いますので、なかなか、マナーは十分守っていきたいというふうに考えております。また、確かに道路上には、ごみや吸い殻、結構落ちております。そういった面でも道路管理上もよくないと思っております。マナーはしっかり守る必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市民の生活安全の立場からどう考えるのかというようなご質問でございました。路上喫煙の与えます影響は、確かに議員ご指摘のように、路上喫煙につきましても、市民に不安を与える火災とか、また児童等へのたばこの火による危険性、こうしたものが含んでございます。そうしたことで、市民の安全性、そしてまた火災予防の観点から、先ほど市長答

弁いたしましたように、条例制定等、一定のやはり規制を講じることも必要であるというふうを考えております。

また、庁舎の敷地内における歩行喫煙、職員も含めてでございますが、歩行喫煙が見受けられるとのご指摘をいただいております。今後、こうしたことにつきましても、まず職員が襟を正す中で、まず職員については、所定の喫煙場所がございますので、そうした中で喫煙をするようにまず徹底してまいりたいというように考えていますのでよろしくお願いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 私からは、本田議員の再質問の中で、健康面での点でお答えをさせていただきます。

健康増進法もできまして、分煙というものが施設の設置者にも求められるようになりました。その中で、健康面でいきますと、市民健康福祉部としましては、やっぱりたばこを吸っている人を減らしていこうとか、たばこをやめたいと考えておられる方については、支援するというか、健康被害についてもお知らせしていくとか、やっぱり喫煙マナーというのが、そのようなことについても啓発していこうということで、今年3月に21の健康プランというのを出して、旧野洲町版から新市版に作成をさせていただきます、それぞれ健康推進課なり、企業は商工観光に取り組んでいくとか、ポイ捨てなどは環境課がやっていくとか、小中学校の施設は教育委がやるという形で取り組みを定めさせていただいておりますので、これに向かいます、1人でも健康によくなるような形で、たばこをやめていただけるような形で進めていきたいと考えています。今年、自治会とか老人クラブの方にも出かけまして、たばこの健康についての被害とか、そういうものについてもいろいろとお話もさせていただきますので、引き続き一人ひとりの健康が守れるように、たばこの影響についても啓発周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 夏目漱石の「草枕」。この中に、「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくにこの世は住みにくい。」こういう1節があるのですけれども、たばこの問題というのは、この言葉、言い得て妙であるなど。いろんなことが絡んでおりますので、取り組み方によっては、なかなか実現しにくい問題でもあ

る。しかし、先ほど来答弁いただいている各部門の皆さんの問題意識から判断させていただきますと、市長がおっしゃる条例は近い将来実現するのだなという、多くの問題意識を持っていらっしゃるということが確認できました。ぜひ実現に向けて、皆さんで協力して取り組んでいただきたいのですが、これだけ多岐の部門にわたっておりますと、どこが主になってやっていただけるのかな、この心配がございます。市長自らやるわけにはいかないわけでして、そういったことからこの組織で考えますと、これは私の判断でございますが、まちづくり政策室の政策監なのかな、こんな思いもしております。ただ、これは市長の職権でございますので、私がこうだと申し上げることはできません。そういったことで、できるだけ早い時期に担当部門を決めていただいて、実現に向けて第一歩を踏み出していただきたい、このように思います。

そして、この条例が、今まさに大津市と彦根市の議会で審議されております。多分、もうこの結果で実現に向けて動き出すだろうと思っておりますが、草津市の現状を見ますと、本当に駅周辺がきれいになっております。路上についても、たばこの吸い殻とか一切ございません。いろんな場所の路上であったり、それから看板であったり、それからのぼりであったり、立てて啓発をされております。条例制定に向けての活動もさることながら、やはり、各部門の皆さんおっしゃっているようにマナーの向上ということを図っていく、徐々にこの条例を制定する意識のアップを図っていく、このことも必要ではないかなと思しますので、市においては、マナーの啓蒙活動、先ほどおっしゃっているクリーンパトロールといったことも含めて、ぜひ啓発活動を進めていただきたいと思うのですが、総務部長の見解をお尋ねしたいと思っております。

それから、市庁舎内の敷地内における問題については、やはり、来庁される方々の喫煙場所といったことを設ける必然性もあるわけですし、規制ばかりではなく、そういった積極的に協力いただける環境もつくっていかねばならない。このことについて、当然、規制に並行して進めていかなければいけないし、市庁舎の敷地内においては、これは今すぐでも取り組むべき課題であろうと思うのですが、その判断について、あわせて、管理部門である総務部長の見解をお尋ねしたいと思っております。

市長からの答弁で、できるだけ速やかにとおっしゃっていましたので、今後の状況を見ながら、また経過を見ていきたいと、このように思います。それでは、答弁よろしく願います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、条例制定までに至っての取り組み、いわゆる市民への意識啓発なり、そうしたマナーの向上、こうした啓発活動をどうしていくのかというようなご質問をいただいておりますが、やはりそうした啓発活動は必要なことと考えておりますし、先ほどもそれぞれの部長がお答えさせていただきましたように、まずはそうした市民の安全確保、それから火災予防の観点、それからたばこのポイ捨ての防止、あるいはまた、健康面では受動喫煙の与えます市民への影響、こうしたものすべて重要なポイントだと思っておりますので、今後、市の広報紙、あるいはまたのぼり旗などの作成も考えまして、そうした広報活動、啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、市民の来庁者の方々の喫煙場所についてのご質問だったと思いますが、一応、現在は庁舎内の西別館の玄関の横に市民の方用に喫煙場所を設けさせていただいておりますので、一応、その場所をお願いをしておるといような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明16日から12月21日までの6日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、明16日から12月21日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月22日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時30分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年12月15日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 秦 眞 治

署名議員 太 田 健 一